

広島県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山県郡北広島町川戸字榎ヶ埵地四七〇番二地 先から 山県郡北広島町川戸字榎ヶ埵地四六九番一五 地先まで	旧		三三・八〇 五六・〇〇	一一〇・〇〇	
	新		二四・〇〇 四五・〇〇	一一〇・〇〇	幅員減少 一般国道四三 四号と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山県郡北広島町川戸字榎ヶ埵地四七〇番二地 先から 山県郡北広島町川戸字榎ヶ埵地四六九番一五 地先まで	旧		三三・八〇 五六・〇〇	一一〇・〇〇	
	新		二四・〇〇 四五・〇〇	一一〇・〇〇	幅員減少 一般国道四三 三号と重複